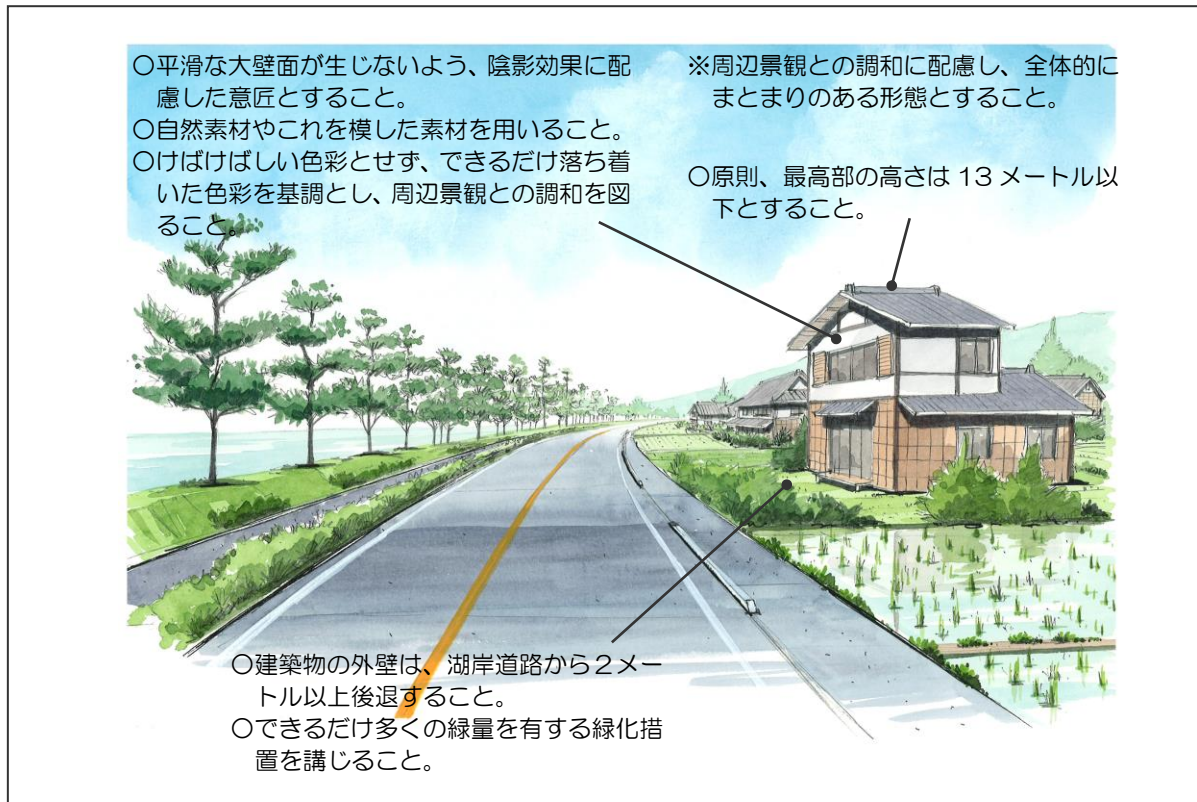


2. 重点地区 琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区

(1) 景観形成図



(2) 行為の制限に関する事項（景観形成基準）

適用 区域	湖辺景観の類型		ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
	行為					
琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）	1 建築物（建築物に付属する門およびへいを除く。）	敷地内における位置	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣り合いよく配置すること。 (2)原則として建築物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。ただし、古くから発達した集落のある地区であつて、湖岸または湖岸道路に接して建築物が連たんしているものにおける建築物（大規模建築物を除く。）で、周辺の建築物の配置状況を勘案し、景観形成上支障がないものについては、この限りでない。			
			—		(3)原則として、建築物の外壁は、隣接する道路および河川側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。	—
			—	(4)水泳場施設（売店、更衣室等）は、できるだけ樹林の後背部に設ける等の処置により湖岸から目立ちにくくすること。	—	
	規 模	都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第8条に規定する用途地域以外の区域では、建築物の最高部までの高さは、13 メートル以下とすること。なお、公益上やむを得ない場合または景観形成上支障ない場合は次に掲げる措置を講ずることにより、これによらないことができる。 (1)建築物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。 (2)中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、建築物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。 (3)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、建築物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。 (4)中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、建築物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。 (5)中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、建築物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。				
		形 態	(1)周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とすること。 (2)周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあつては、原則として、勾配のある屋根を設けること。 (3)勾配屋根は、原則として、適度な軒の出を有すること。 (4)屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。ただし、これにより難しい場合は、目隠し措置を講ずる等修景措置を図ること。			
—			(5)建築物の高さは、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響を与えないよう配慮すること。やむを得ず樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置すること。	—		

適用区域		湖辺景観の類型		ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
行為							
琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）	1 建築物（建築物に付属する門およびへいを除く。）の新築、増築または改築	意 匠	(1)平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮すること。 (2)大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努めること。 (3)周辺の建築物の多くが伝統的な様々な建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物の様式を継承した意匠とすること。ただし、これにより難しい場合は、これを模した意匠とすること。				
		色 彩	(1)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図ること。 (2)外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。 色相 0.1R ～10G 明度 3 以上 彩度 6 以下 色相 0.1BG～10RP 明度 3 以上 彩度 3 以下 無彩色 明度 3 以上 ※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。 ※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りではない。 (3)色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮すること。 (4)周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮すること。				
		素 材	(1)周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用すること。 (2)冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避けること。		—		
			(3)できるだけ石材、木材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれを模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、周囲の緑化等により周辺の景観を形成する素材と調和が図れるように配慮すること。				
			(4)伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材とすること。ただし、これにより難しい場合はこれを模した素材とすること。				
		敷地の緑化措置	(1)敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずること。 (2)大規模建築物または大規模建築物以外の建築物であってその敷地の面積が0.3ヘクタール以上であるものにあっては、原則として、それらの敷地の面積の20%以上の敷地を緑化すること。ただし、都市計画法第8条に規定する用途地域内にあっては、この限りでない。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努めること。ただし、湾岸施設、造船所等において、機能上建築物と一体になって湖に接して設ける空き地については、この限りではない。 (4)建築物が周辺景観と融和し、良好な景観の形成および周辺環境との調和が図れるよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行うこと。 (5)大規模建築物にあっては、周辺に与える威圧感、圧迫感および突出感を柔らげるよう、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮すること。 (6)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。				
樹木等の保全措置	(1)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。						
		—	(2)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。		—		
		(3)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合には、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (4)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。					

琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区

適用 区域	湖辺景観の類型 行為	ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）	2 垣、さく、へい（建築物に付属するものを含む。）その他これらの類するものの新設、増築または改築	(1)周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とすること。 (2)建築物の敷地にあつては、できるだけ樹木（生垣）、木材、石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合は、これを模した仕上げとなる意匠とすること。 (3)湖岸および湖岸道路に面するものにあつては、できるだけ樹木（生垣）によること。 (4)できるだけ落ち着いた色彩で、周辺景観および敷地内の状況との調和が得られるものとする。			—
	3 門（建築物に付属するものを含む。）の新設、増築または改築	周辺景観および敷地内の状況に配慮し、調和の得られる形態および意匠とするとともに、落ち着いた色彩とすること。			
	4 擁壁の新設、増築または改築	(1)湖岸および湖岸道路に面して設けるものにあつては、できるだけ低いものとする。 (2)できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難しい場合はこれに模したものをを用いること。これらの素材を用いることができない場合は、修景緑化等の措置を講ずること。なお、琵琶湖および内湖の水面に面して設けるものにあつては、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとする。 (3)地域の景観を特徴づける擁壁等の構造物が残されている近傍では、その様式、材料等を継承し、地域的な景観の創出に努めること。			
	5 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。			—
		(5)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すよう努めること。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、できるだけ樹林の連続性が途切れることのないように配慮すること。			
		(6)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (7)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (8)できるだけすっきりした形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩とせず、周辺景観になじむものとする。 (9)必要に応じて、常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。 (10)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			

湖辺景観の類型		ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
適用 区域	行為				
琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）	5 煙突またはごみ焼却施設、アンテナ、鉄筋コンクリート造りの柱、鉄柱その他これらに類するもの 記念塔、電波塔、物見塔等その他これらに類するもの 高架水槽の新設、増築または改築	(1)都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域では、工作物の最高部までの高さは、原則として13メートル以下とすること。なお、公益上やむを得ない場合または景観形成上支障ない場合は次に掲げる措置を講ずることにより、これによらないことができる。 ①工作物の規模は、中景および遠景域から眺望した際に、主要な眺望景観に著しい影響を与えないように努めること。 ②中景域の主要な視点場から眺望した際に、前景に樹林帯がある場合は、工作物の規模は、樹冠の連続性に影響を与えないように配慮すること。やむを得ず樹冠から突出するときは、その突出量をできるだけ少なくするとともに、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮して、樹林帯の景観との調和を図ること。 ③中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に独立峰がある場合は、工作物の規模は、その独立峰の特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、独立峰を大きく遮へいしたり、独立峰に並び建つなどして、特徴的な容姿に影響を与えることのない規模とすること。 ④中景および遠景域の主要な視点場から眺望した際に、背景に山並みがある場合は、工作物の規模は、山並みの連続性に著しい影響を与えないようにすること。なお、重要な眺望景観に対しては、山並みを大きく遮へいしない規模とすること。 ⑤中景および遠景域の主要な視点場から俯瞰した際に、背景に琵琶湖・内湖がある場合は、工作物の規模は、大きく湖面を遮へいしないようにすること。			
	6 彫刻その他これに類するものの新設、増築または改築	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、湖岸道路から2メートル以上後退すること。 (3)琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあっては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあっては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。ただし、芸術性または公共性があり、周辺の景観との調和が図れるもの等にあつては、この限りでない。 (4)汀線、内湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (5)周辺景観との調和を図るため、修景緑化を図ること。 (6)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林またはヨシ原等が敷地内にある場合は、これらの修景に生かすよう配慮すること。 (7)原則として、周辺景観になじむ形態および意匠とするとともに、けばけばしい色彩としないこと。これにより難しい場合は、湖岸および湖岸道路から容易に望見できないよう遮へい措置を講ずること。ただし、芸術作品展等の開催に伴い一時的に措置されるものは、この限りでない。 (8)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺景観との調和が得られる樹種とすること。 (9)都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(1)による。			
	7 汚水または排水を処理する施設の新設、増築または改築	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以上の敷地にあっては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあっては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化に努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう施設の配置を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7)平滑な大壁面が生じないよう、陰影効果に配慮するとともに、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (8)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。こと。 (9)敷地外周部は、生垣等で緑化し、容易に望見できないようにすること。 (10)常緑の中高木を取り入れた樹木により修景緑化を図ること。 (11)植栽に当たっては自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			

琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区

適用 区域		湖辺景観の類型	ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
		行為				
琵琶湖景観形成地区（琵琶湖景観形成特別地区を含む。）	8	メリーゴーランド、観覧車、飛行塔、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設の新設、増築または改築	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできる空地には、特に緑化を努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は当該樹木を修景に生かすよう考慮すること。ただし、これにより難しい場合は移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7)敷地面積が0.3 ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の 20 パーセント以上の敷地を緑化すること。 (8)敷地外周部には、施設の規模に応じた樹木により周辺景観との緩衝帯となる植栽を行うこと。 (9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (10)都市計画法第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(11)による。			
	9	アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシュプラントその他これらに類する製造施設 石油、ガス、LPG、穀物、飼料等を貯蔵する施設その他これらに類する施設の新設、増築または改築	(1)道路側の敷地境界線からできるだけ多く後退すること。 (2)原則として、工作物の外壁は、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。 (3)汀線、湖岸および湖岸道路から後退してできた空地には、特に緑化に努めること。 (4)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (5)樹姿または樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう配慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植し、移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (6)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (7)できるだけ壁面、構造等の意匠が周辺景観になじむよう配慮し、外部に設ける配管類は、できるだけ目立ちにくくすること。 (8)けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和が得られるものとする。こと。 (9)敷地の面積が0.3 ヘクタール以上であるもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）にあつては、原則として、その敷地の面積の20パーセント以上の敷地を緑化すること。 (10)常緑の中高木を主体とする樹木により、施設の規模に応じた修景緑化を図ること。 (11)植栽に当たっては、自然植生を配慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。 (12)都市計画法（昭和43 年法律第 100 号）第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(11)による。			
	10	電気供給のための電線路または有線電気通信のための線路（その支持物を含む。）の新設、増築または改築	(1)鉄塔は、原則として、特別地区内または湖岸もしくは湖岸道路沿いには設置しないこと。やむを得ず設置する場合には、整理統合を図ること。 (2)電柱は、できるだけ整理統合を図るとともに、目立たないように配置すること。 (3)電柱は、原則として、湖岸沿いおよび樹林の生育域内には配置しないこと。 (4)形態の簡素化を図ること。 (5)色彩は、できるだけ落ち着いた色彩で周辺景観との調和を図ること。 (6)都市計画法（昭和43 年法律第 100 号）第8条に規定する用途地域以外の区域における大規模建築物等に該当する当該工作物については、5(11)による。			

適用 区域	湖辺景観の類型 行為	ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
琵琶湖景観形成地区 (琵琶湖景観形成特別地区を含む。)	11 建築物等の移転	それぞれ該当する建築物等の敷地内における位置および敷地の緑地装置の基準によること。			
	12 建築物等の外観を変更することとなる修繕または模様替え	それぞれ該当する建築物等の形態、意匠および素材の基準によること。			
	13 建築物等の外観の色彩の変更	それぞれ該当する建築物等の色彩の基準によること。			
	14 木竹の伐採	(1)伐採はできるだけ小規模にとどめること。			
		—	(2)土地の面積が0.3ヘクタール以上であるものにあつては、樹林を伐採するにあつては、その土地の面積を25パーセント以上を残置し、修景緑化に活用すること。	—	
		(3)湖岸または湖岸道路から望見できる樹姿または樹勢が優れた樹木は、できるだけ伐採せず、その周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (4)高さ10メートル以上または枝張り10メートル以上のものは、できるだけ伐採しないこと。 (5)一団となって生育する樹林は、景観および生態的な連続性を途切れさせないように考慮すること。 (6)伐採を行った場合は、その周辺環境を良好に維持できるよう、林縁部の低・中木の植栽、けもの道等の生物の移動路の確保等必要な代替措置を講ずること。			
	15 屋外における物件の堆積	(1)敷地境界線からできるだけ多く後退するとともに、既存樹林をできるだけ残すこと。 (2)原則として、湖岸道路から2メートル以上後退するとともに、琵琶湖に直接面する敷地または汀線から10メートル以内の敷地にあつては汀線から10メートル以上、かつ、琵琶湖側の敷地境界線から2メートル以上後退し、内湖に直接面する敷地にあつては内湖側の敷地境界線から2メートル以上後退すること。 (3)遮へい措置を要するものにあつては、その集積または貯蔵の高さは、当該遮へい措置に見合った高さまでとすること。 (4)事業所における原材料・製品、スクラップ等または建設工事等における資材等の集積または貯蔵にあつては、外部から容易に望見できないよう敷地外周部に遮へい措置を講ずること。特に湖または湖岸道路に面する部分にあつては、できるだけ常緑の中高木で遮へい装置を講ずること。 (5)農林水産品置場、商品の展示場、ヨット・ボートヤード等にあつては物品を整然と集積または貯蔵するとともに、必要に応じ、敷地外周部に修景のため植栽すること。 (6)敷地内に生育する樹林については、できるだけ残すこと。やむを得ず樹林を伐採する必要があるときは、必要最小限にとどめること。 (7)樹姿また樹勢が優れた樹木が敷地内にある場合は、当該樹木を修景に生かすよう敷地の利用を考慮すること。ただし、これにより難しい場合は、移植の適否を判断し、できるだけその周辺に移植すること。移植後は十分な管理を行い、樹勢の回復に努めること。 (8)敷地内に生育するヨシ原等については、できるだけ残すこと。 (9)植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とすること。			

琵琶湖景観形成地区、琵琶湖景観形成特別地区

適用 区域	湖辺景観の類型		ヨシ原樹林景観	砂浜樹林景観	河畔林景観	田園湖岸景観
	行為					
琵琶湖景観形成特別地区	16	土石の採取または鉱物の掘採	(1)湖岸および湖岸道路からできるだけ望見できないよう、常緑の中高木による遮へい措置を講じること。 (2)跡地の整正を行うとともに、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。			
	17	水面の埋立てまたは干拓	(1)護岸は、できるだけ石材等の自然素材を用い、これにより難い場合はこれを模したものとし、必要に応じ親水性のある形態となるよう配慮すること。なお、構造については、できるだけ多孔質な構造とする等生物の生息環境に配慮したものとすること。 (2)埋立てまたは干拓後の土地（のり面を含む。）にあっては、周辺環境を考慮しつつ、芝、低木および中高木の植栽等必要な措置を講じること。			
	18	土地の開墾その他土地の形質の変更	(1)樹姿または樹勢が優れた樹木および樹林もしくはヨシ原等がある場合は、できるだけ保全すること。 (2)造成等に係る切土および盛土の量は、できるだけ少なくするとともに、のり面整正は土羽によるものとすること。やむを得ず擁壁等の構造物を設ける場合にあっては、必要最小限のものとすること。 (3)のり面が生じる場合にあっては、周辺景観および周辺環境に配慮し、芝、低木および中高木の植栽等必要な緑化措置を講じること。 (4)駐車場を設置する場合にあっては、敷地外周部に修景緑化を行うとともに、内部空間においても中高木を取り入れた修景緑化を行い、単調な空間とならないよう配慮すること。ただし、これにより難い場合は、河川または主要道路から望見できないよう、植栽による遮へい措置を講じること。 (5)広場、運動場その他これらに類するもの（都市計画法第8条に規定する用途地域内のものを除く。）を設置する場合であって、当該施設に係る敷地の面積が0.3ヘクタール以上であるときは、敷地面積の20パーセント以上の敷地を緑化し、湖岸または湖岸道路に面する部分には、中高木を取り入れた緑化を行うこと。			

- この表において「湖岸道路」とは、琵琶湖や内湖の湖岸に沿って設けられた道路で、かつ当該道路上から多くの人々が琵琶湖または内湖を望みうる道路をいう。
- この表において、「汀線」とは、鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線をいう。
- この表において、「湖岸」とは、琵琶湖および内湖の水際線をいう。
- この表において、「樹林帯」とは、湖辺の松林やヤナギ林等の高さがおおむね10メートルを超える樹林帯や河畔林などで、線的、面的にまとまりのある樹林群をいう。
- この表において、「主要な視点場」とは、湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいう。
- この表において、「主要な眺望景観」とは、主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいう。
- この表において、「重要な眺望景観」とは、主要な眺望景観のうち特に優れた景観をいう。

(3) 景観形成基準の解説（建築物に関する事項）

① 敷地内における位置

■ 敷地境界線からできるだけ多く後退する。

- ・ ゆとりある景観や雄大な琵琶湖の風景との調和を図るため、敷地境界線からできるだけ多く後退し、建築物等の周囲にはできるだけ多くの空地を確保しましょう。
- ・ 緑豊かな景観を形成するため、敷地内の空地には植栽を施しましょう。

■ 敷地内の建築物および工作物の規模を勘案して釣合いよく配置する。

- ・ ゆとりとまとまりのある景観を形成するため、新たに建築する建築物を敷地内の既存建築物や工作物の規模等に配慮した位置に配置しましょう。
- ・ 敷地内にある樹木を修景に生かせるように配置しましょう。
- ・ 街並み全体の景観の向上を図るため、周囲の地形や建築物等の位置、形態、規模等に配慮した位置に配置しましょう。

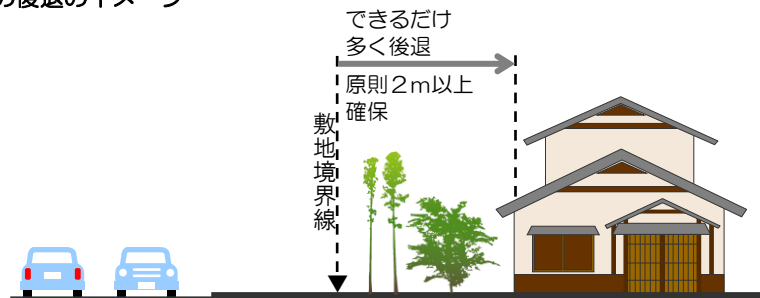
釣合のよい配置イメージ



■ 建築物の外壁は、道路等から2メートル以上後退する。

- ・ 道路景観にゆとりを持たせるとともに、緑豊かな沿道景観を形成するため、湖岸道路（河畔林景観にあっては道路および河川側の敷地境界）から2メートル以上外壁を後退し緑化スペースを確保しましょう。

敷地境界からの後退のイメージ



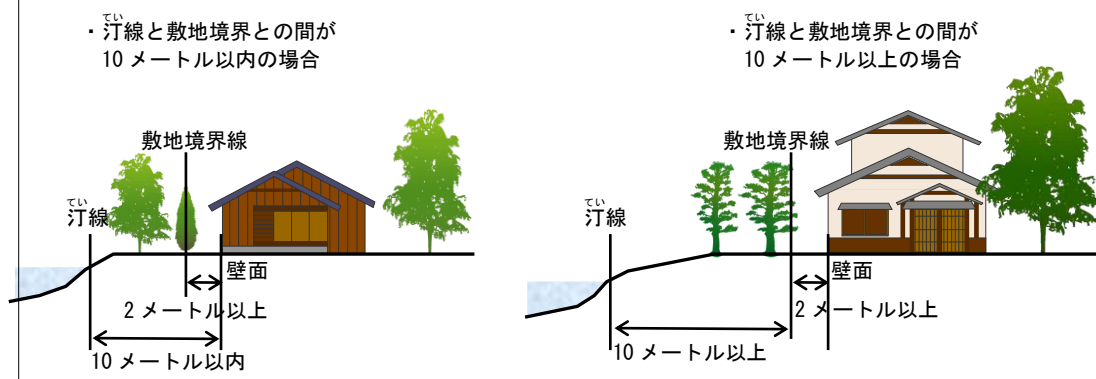
◇湖岸道路とは：琵琶湖や内湖の湖岸に沿って設けられた道路で、かつ当該道路上から多くの人々が琵琶湖または内湖を望みしうる道路をいいます。

◇外壁の後退距離の2メートルとは：一般住宅程度の規模で考えた場合、軒の出を約60センチメートルと考え、残地1.4メートルには生垣や中木程度の植栽が可能と考えられます。

■ 湖に直接面する敷地または汀線から 10 メートル以内の敷地にあつては汀線から 10 メートル以上、かつ、湖側の敷地境界線から2メートル以上後退する。

- ・湖岸景観にあたる圧迫感をできるだけ和らげゆとりのある景観を形成していくとともに、雄大な琵琶湖と建築物等の人工物との融和を図るため、植栽空間を確保することが必要です。
- ・本基準の、2メートルないし 10 メートル以上の後退は以下の場合に除外されます。
○湖や湖岸道路に近接して発達した集落で、それらが琵琶湖周辺の独特の風情として受け継がれている地区において、それらの街並みを維持していくことが好ましい場合。
○狭小宅地等で、これらの後退距離を満足することにより、その建築物の機能が著しく阻害されるような場合。

汀線からの外壁後退のイメージ



◇汀線とは：鳥居川水位±0のときの琵琶湖の水際線をいいます。

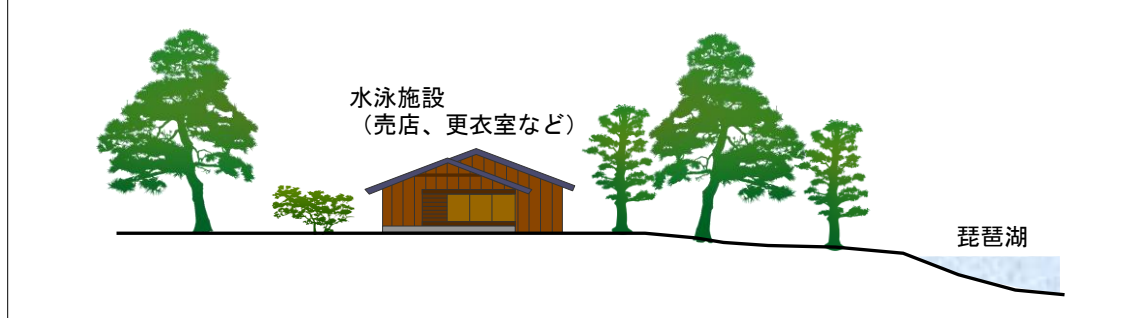
◇建築物の連たんとは：建築物の敷地相互間の距離が30 メートル以内に連なっていることをいいます。

◇外壁の後退距離の10 メートル以上とは：湖岸景観に与える圧迫感をできるだけ和らげるためには、3列程度の植栽が必要と考えられ、その植栽にあたる幅は最低10 メートル必要です。このスペースは汀線からの距離をカウントしますが、できるだけ敷地内でも確保することが望めます。

■ 水泳場施設は、できるだけ湖岸から目立ちにくくする。

- ・砂浜樹林景観で売店、更衣室等の水泳場施設を設ける場合にあっては、人々が自然に包まれて、風景や水とのふれあいを楽しむことができるよう、樹林の後背部や樹林のなかに設けることにより、湖岸からできるだけ目立たないようにしましょう。
- ・樹林の後背部や樹林のなかに設ける場合、樹木の伐採を要しない程度の小規模な施設にとどめることや、利用者等の踏圧等樹木にあたる影響に配慮しましょう。

水泳場施設の配置イメージ



② 規模

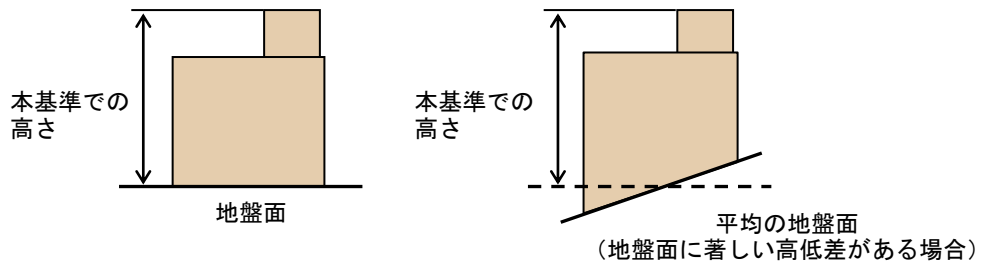
■ 建築物の最高部までの高さは13メートル以下とする。

- ・建築物の高さは、地上に露出する部分の最高の高さと最低地盤面との差により算定します。なお、地盤面に著しい高低差がある場合は、建築基準法の規定に基づき、平均の地盤面からの高さとすることもできます。
- ・棟飾、防火壁などの屋上突出物や避雷針、テレビアンテナなどの建築設備は、建築基準法の規定に基づき、建築物の最高部までの高さに算入しません。

※ただし、公益上やむを得ない場合または景観形成上支障ない場合は次に掲げる措置を講ずることにより、これによらないことができます。

- 主要な眺望景観に著しい影響をあたえないように努める。
- 前景の樹冠の連続性に影響をあたえないように配慮する。
- 背景の独立峰の特徴的な容姿に著しい影響をあたえないようにする。
- 背景の山並みの連続性に著しい影響をあたえないようにする。
- 背景の湖面を大きく遮へいしないようにする。

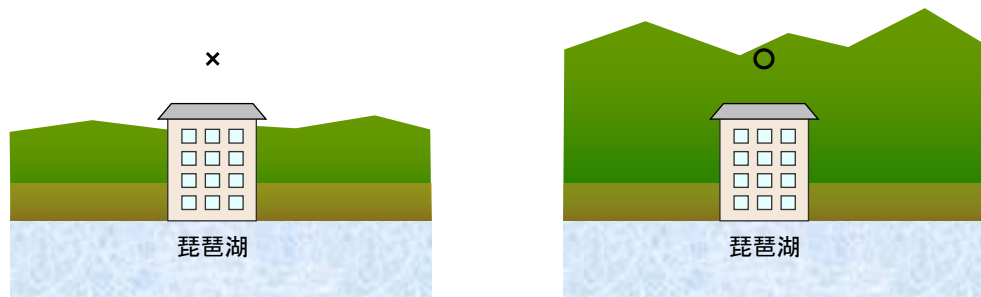
建築物の高さの最高限度のイメージ



○主要な眺望景観に著しい影響をあたえないように努める。

- ・主要な眺望は、重要な景観資源であり、建築物の高さや規模によっては、その資源を損なうおそれがあります。
- ・主要な眺望を損なわないよう設計段階から、良好な眺望を阻害しない位置、規模の検討を行うとともに、眺望に配慮して位置の工夫や規模を抑えるようにしましょう。

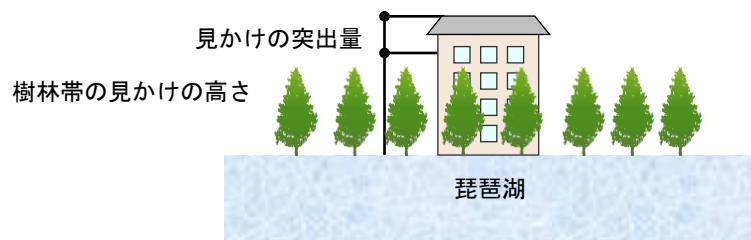
山並みの連続性への配慮のイメージ



○前景の樹冠の連続性に影響をあたえないように配慮する。

- ・建築物などの規模は、見かけにおいて樹冠から突出しない高さとし、樹冠の連続性に影響をあたえないように配慮しましょう。
- ・やむを得ず樹冠から突出するときは、樹林帯の見かけの高さのおおむね1/2以下、重要な眺望景観に対してはおおむね1/3以下の突出とするとともに、樹林帯の景観との調和を図るため、形態や意匠、色彩などを総合的に考慮しましょう。

前景の樹冠の連続性のイメージ

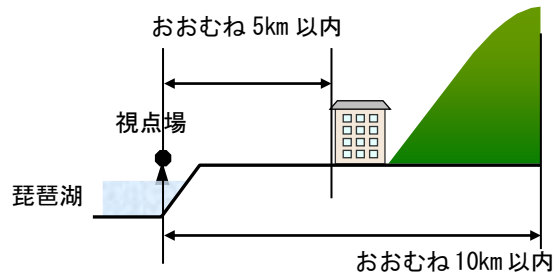


○背景の独立峰の特徴的な容姿に著しい影響をあたえないようにする。

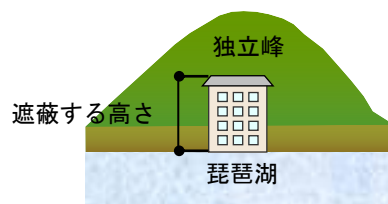
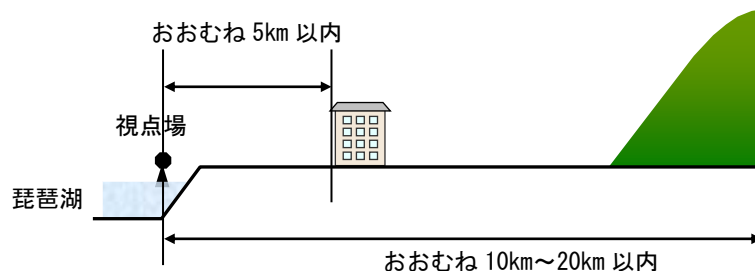
- ・建築物などの規模は、独立峰の特徴的な容姿に著しい影響をあたえないよう、主要な視点場から10km以内では主要な眺望景観、重要な眺望景観に対してはおおむね1/3以上、10km以上では主要な眺望景観に対してはおおむね1/2以上、また、重要な眺望景観に対してはおおむね1/3以上を遮へいしない高さとしましょう。

独立峰への配慮のイメージ

＜視点場よりおおむね 10km 以内の近くにある＞



＜視点場よりおおむね 10km 以上の遠くにある＞

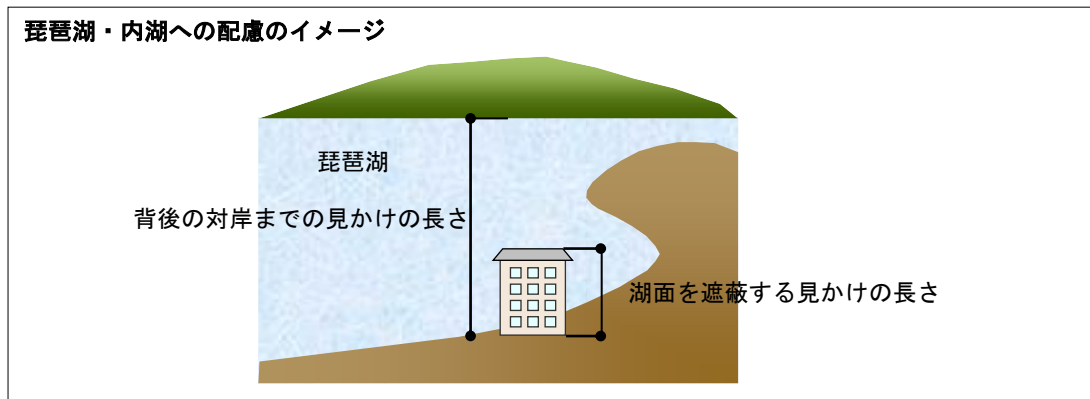


○背景の山並みの連続性に著しい影響をあたえないようにする。

- ・建築物などの規模は、山並みの連続性に著しい影響をあたえないよう、主要な視点場から10km以内では主要な眺望景観に対して山並みの見かけのおおむね1/3以上、重要な眺望景観に対しておおむね1/4以上、10km以上では主要な眺望景観に対して稜線を超えない高さ、重要な眺望景観に対して山並みの見かけのおおむね1/2以上を遮へいしない高さとしましょう。

○背景の湖面を大きく遮へいしないようにする。

- ・湖面に著しい影響をあたえないよう、建築物などの規模は、主要な眺望景観に対して背後の琵琶湖・内湖の対岸までの見かけの長さのおおむね1/2 以上、重要な眺望景観に対しておおむね1/3 以上を遮へいしない高さとしましょう。

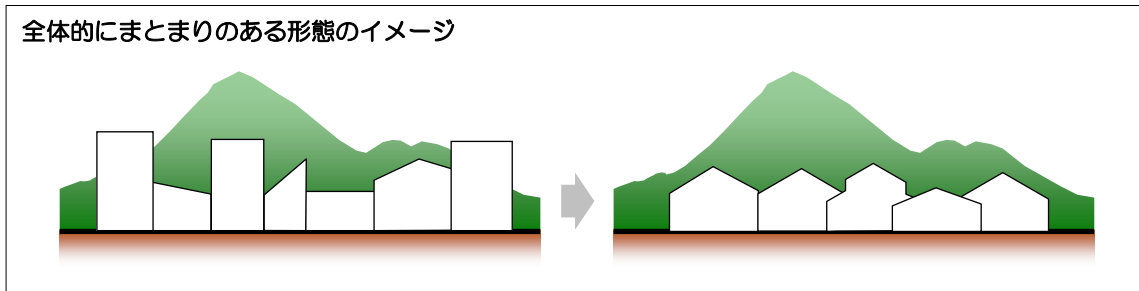


- ◇近景、中景、遠景域とは：それぞれ、計画建築物等から視点場までの距離を表し、近景域はおおむね0.1km～0.5km、中景域はおおむね0.5km～2.0km、遠景域はおおむね2.0～5.0kmをいいます。
- ◇主要な視点場とは：湖岸、湖上、湖岸道路、琵琶湖近傍の史跡名勝等において不特定多数の人が利用する場所で、景観資源を眺望できるものをいいます。
- ◇重要な視点場とは：琵琶湖の湖岸、道路および公園等公共的な空間が隣接して存在する内湖岸で、湖水と湖岸が一体となった景観を直接享受することができるものをいいます。
- ◇主要な眺望景観とは：主要な視点場から眺望できる琵琶湖、内湖、樹林、独立峰、山並み等の景観をいいます。
- ◇重要な眺望景観とは：主要な眺望景観のうち市民に親しみのある特に優れた景観で、琵琶湖景観の中でも特に大切にしたい景観と位置づけられるものをいいます。

③ 形態

■ 周辺景観との調和に配慮し、全体的にまとまりのある形態とする。

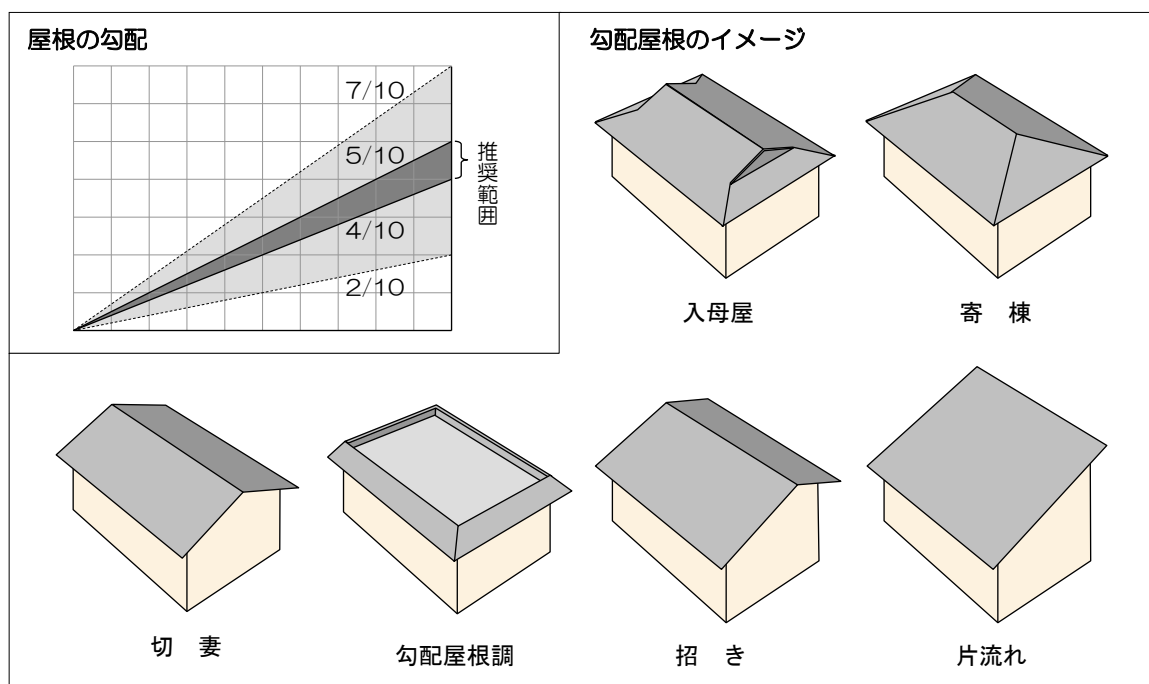
- ・ 一体性のある良好な景観を形成していくため、周辺の既存建築物などに配慮した形態にしましょう。
- ・ 同一化した形態ばかりだと、味わいのない街並みになってしまうため、周辺景観との調和に配慮しつつ、ある程度の変化をもたせながら、既存建築物との連続性が感じられるようにしましょう。



■ 周辺の建築物の多くが入母屋、切妻等の形態の屋根を持った地区または周辺に山りょうもしくは樹林がある地区にあっては、原則として、勾配のある屋根を設ける。

- ・ 建築物の多くが勾配屋根を持った地区においては、それ以外の屋根形態の建築物が入り込むことにより、極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。
- ・ 樹林地や山りょうの近傍にあっては、勾配屋根の地区と同様に背景自体が勾配を持つ“輪郭”のものであり、このような地区にあっても極度に違和感を感じさせる屋根の形態は避けましょう。
- ・ 屋根の勾配の基準は、原則 $2/10 \sim 7/10$ とし、 $4/10 \sim 5/10$ を推奨します。
- ・ 屋根の勾配が $3/10$ 以下または $6/10$ 以上の場合に変更をお願いすることがあります。
- ・ 勾配のある屋根の設置が必要のない地区についても、勾配のある屋根の設置や勾配のある屋根を模したパラペットの設置に努めましょう。
- ・ 勾配のある屋根には入母屋、切妻などの形態の屋根がありますが、片流れ屋根は入母屋、切妻などの設置の必要がある地区にふさわしくないため、招き屋根にするなどの工夫が必要です。

◇周辺の建築物の多くとは：建築物の敷地境界線から30メートル以内にある主要な建築物の7割以上をいいます。



■ **建築物の高さがやむを得ず樹冠より突出するときは勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置する。**

- ・河畔林景観においては、樹木の樹冠の連続性にできるだけ影響をあたえないよう景観に配慮しましょう。やむを得ず建築物の高さが樹冠より突出するときは、勾配屋根とし、妻側が河川に面するように配置しましょう。

■ **勾配屋根は、適度な軒の出を設ける。**

- ・勾配屋根に適度な軒の出を設けることによって、安定感のある景観を形成できます。また、その陰影効果により、表情のある景観の形成に寄与します。
- ・軒の出は 75cm 以上を推奨します。軒の出が 25cm 以下の場合は変更をお願いすることがあります。
- ・なお、建築物群として一つの景観を形成する場合や、敷地に余裕がない場合など物理的に制約がある場合はこの限りではありません。

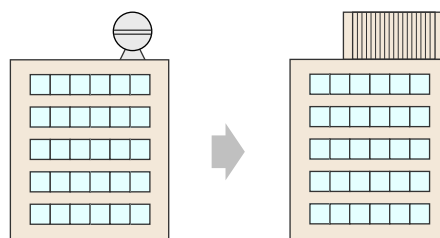
軒の出



■ **屋上に設ける設備は、できるだけ目立たない位置に設けるとともに、建築物本体および周辺景観との調和に配慮したものとする。**

- ・高架水槽やクーリングタワーといった設備類が屋上に露出していると、景観が損なわれることがあります。そのため、屋上に設ける設備等は、できるだけ望見されない位置に配置するか、目隠し措置やルーバー等による遮へい措置を施しましょう。
- ・アンテナ設備も景観を阻害する要因となるので、できるだけ公共空間から直視できない位置に設置しましょう。

屋上に設ける設備等の修景イメージ



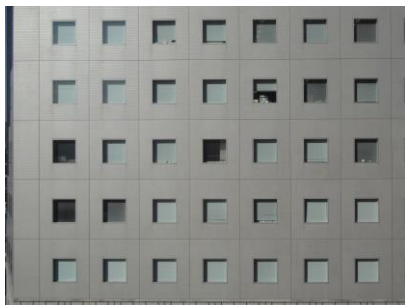
ルーバー等による修景例

④ 意匠

■ 平滑な大壁面が生じないように、陰影効果に配慮する。

- ・大規模で平滑な壁面は、味気ない印象をあたえます。これを軽減させ、良好な景観を形成するため、表面上の形状や素材、色彩などにより陰影効果を生じさせるようにしましょう。

陰影効果に配慮した工夫例



開口部における工夫例



タイルを使用した工夫例

■ 大規模建築物にあっては、屋根、壁面、開口部等の意匠に配慮し、威圧感および圧迫感を軽減するよう努める。

- ・大規模建築物の壁面や開口部は、周囲に威圧感や圧迫感をあたえがちになります。
- ・大規模建築物の意匠は周辺の自然景観や既存の建築物の形態や意匠に配慮しましょう。
- ・壁面は平滑・単調なものとならないよう、陰影効果も活用し、威圧感や圧迫感を軽減するようにしましょう。

■ 伝統的な様々な建築物で形成された地区にあっては、周辺の様式を継承した意匠とする。

- ・入母屋や切妻の勾配屋根に日本瓦、壁には漆喰や板貼りといった伝統ある素材や意匠の建築物で形成された集落は、重厚な風格を有し、湖国を代表する風景のひとつです。
- ・これらの建築物群の中に、様式を異にする建築物が出現した場合、違和感をあたえることから、これらの地域においては特色ある風景を守っていくため、周辺の建築物の様式を継承するとともに、様式を模したものとしましょう。

⑤ 色彩

■ けばけばしい色彩とせず、できるだけ落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和を図る。

- ・“けばけばしい色彩”は、違和感をあたえ、浮きだしてしまう恐れがあるため、これを避けましょう。
- ・“けばけばしい色彩”とは、色相自体にもその印象をあたえるもの（例えば、むらさき、ピンク等）があり、また彩度や明度が極端に高いものもこれに含まれます。
- ・琵琶湖や周辺の山並みなど、豊かな自然と調和した、落ち着きのある景観を形成するため、彩度の低い色、自然素材に近い色を採用するように配慮しましょう。外壁等に屋外広告物を設置する場合は、周辺景観に違和感をあたえるけばけばしい色彩を大部分で使用することは避けましょう。
- ・古くからの集落などにおいては、彩度の低い色を採用することにより、落ち着いた印象をあたえることができ、周辺とも調和しやすくなります。

【参考】色彩について

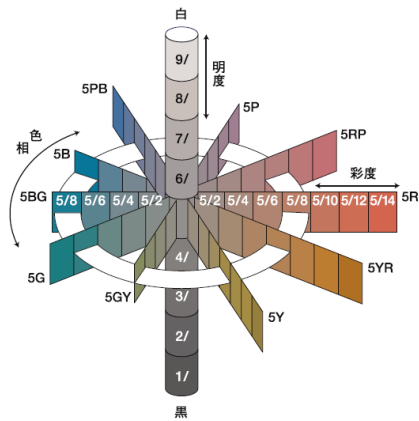
景観計画等では、色彩を客観的に表すために、日本工業規格（JIS）でも採用されているマンセル表色系を採用します。

マンセル表色系では、有彩色は「色相 明度／彩度」で表現し、例えば10YR 8.5/1.5のように示します。無彩色は「明度」のみ表現し、例えばN4.0のように示します。

色相(いろあい)：10種の基本色（赤、黄赤、黄、黄緑、緑、青緑、青、青紫、紫、赤紫）の頭文字をとったアルファベット（R, YR, Y, GY, G, BG, B, PB, P, RP）とその度合いを示す1～10までの数字を組み合わせて表します。

明度(あかるさ)：あかるさの度合いを0～10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。

彩度(あざやかさ)：あざやかさの度合いを0～14程度までの数値で表します。鈍い色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。
白、黒、グレーの無彩色の彩度は0になります。



■ 外観および屋根の基調色は、次のとおりとすること。

類型	色相	明度	彩度
全類型	0.1R ～10G	3 以上	6 以下
	0.1BG～10RP	3 以上	3 以下
	無彩色	3 以上	—

※色彩については、マンセル表色系（JISZ8721）で表示。

※屋根の基調色は、彩度のみの適用とする。

※漆喰、ベンガラ等の自然素材を使用する場合や周辺景観と調和すると認められる場合においてはこの限りでない。

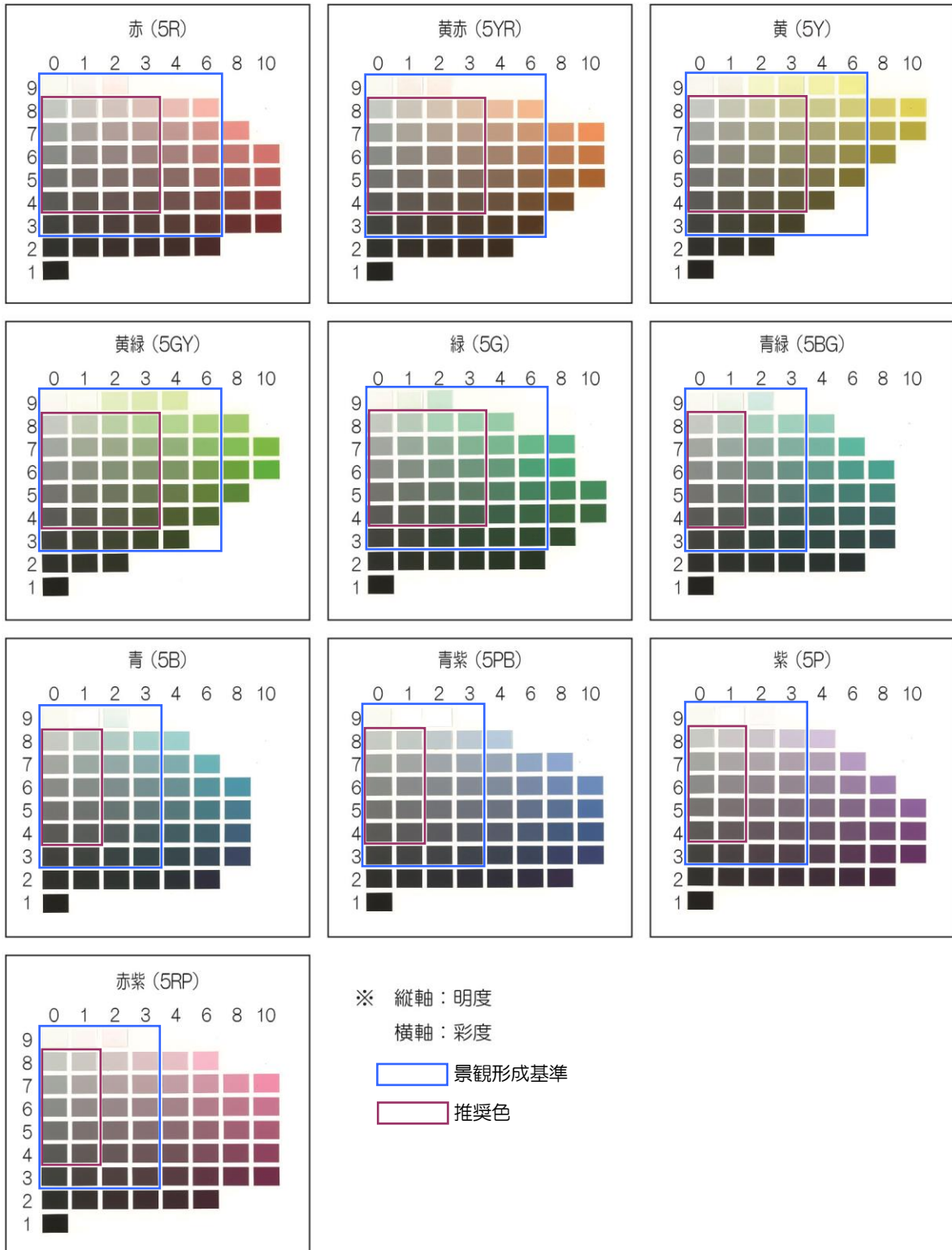
- ・基調色は、積極的に推奨色を用いましょう。
- ・屋根の基調色は、彩度の上限値のみ適用されて、明度の基準は適用しません。積極的に日本瓦の黒、グレー、茶などを採用しましょう。
- ・使用する面積の割合によって、基調色、副基調色、強調色に区分します。

※強調色とは基調色で規定されている色彩以外の色彩の使用可能範囲を指します。一面あたり5%以下に限り使用することができます。

分類	内 容	面積	
基調色	最も大きな面積を占めます。 基調色の色が街並みに大きく影響します。	70%	基調色
強調色	小さな面積に用いて全体を引き締めます。 強調色を用いることで、単調な配色に変化や動きを与えることができます。	5%	強調色
副基調色	基調色と強調色の間を調和させます。 基調色を引き立て、安定させます。	25%	副基調色

A diagram of a building facade illustrating the application of the three color categories. The base color (基調色) is the light beige background, covering 70% of the area. The accent color (強調色) is the dark brown horizontal bands, covering 5% of the area. The secondary base color (副基調色) is the light blue horizontal bands, covering 25% of the area.

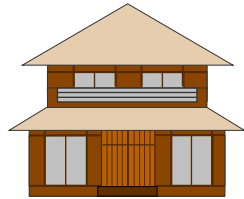
【基調色の基準】



■ 色彩を組み合わせる場合は、建築物に落ち着きを持たせるため、その性質を十分考慮する。

- 色は面積や組み合わせを変えることで、印象が大きく変わります。
- 複数の色を使用する場合は、屋根と外壁、および、外壁の基調色、副基調色、強調色のバランスや組み合わせについてよく検討することが必要です。
- 例えば、屋根に明るい色を外壁に暗い色を使用した場合には、うわついた印象をあたえることがあります。

屋根と外壁の色の組み合わせのイメージ



屋根の色が壁面の色より明るく
うわついた印象をうける例



屋根の色が壁面の色より暗く
おちついた印象をうける例

- 建築物相互においても、背後に明色の大きな建築物、その前に暗色の小さな建築物があるような場合は、小さな建築物はより小さく圧迫された印象を受けることがあるため、建築物の各部分の配色のみならず、周辺の全体的な色彩とのバランスも考慮することが望ましいと考えられます。
- また、色彩には、面積が大きくなると実際の色より明度、彩度が高く見えることがあることにも留意が必要です。

■ 周辺景観の色相と対比する色相を使用する場合にあっては、対比調和の効果が発揮できるよう十分考慮する。

- 良好な景観形成を図る上で、対比調和を行う場合は、単に色相間の問題だけではなく背景となる色彩の色調（明度や彩度）や規模に大きく左右されるため、小規模な背景の場合には調和しないこともあります。
- したがって、対比調和は、大規模な背景のなかのアクセントと考えることが適切です。それにより、背景は一層ひきたちます。また、背景があるからこそアクセントになるという考えが必要です。

対比調和のイメージ



樹木が少ないと赤い屋根は
わざとらしく感じられます。



樹木が多いと赤い屋根が程よい
アクセントをあたえて対比調和
の効果が発揮されます。

【調和とは】

- 色を組み合わせる方法には、大きく分けて「類似調和」と「対比調和」があります。
- 「類似調和」は、色相や明度、彩度を近似した一定の範囲にそろえることで、統一感のある印象をあたえることができます。特に「基調色」については「類似調和」とし、周辺の色彩と調和するように配慮することが必要です。
- 「対比調和」は、色相や明度、彩度を周辺と差の大きなものとするすることで、強調した印象をあたえることができます。こうした効果は、公共施設などで使用することでランドマークになるとともに、街並みのアクセントになります。

類似調和

色相やトーンを一定の範囲にそろえることにより、調和したイメージが感じられます。



対比調和

地域のランドマークとなる建物について、対比調和を行うことにより、街並みにアクセントをあたえることができます。



⑥ 素材

■ 周辺景観になじみ、かつ、耐久性および耐候性に優れた素材を使用する。

- 良好な景観を長期間にわたって維持していくため、外装材は風雨や日照等の影響により腐食や退色等を起こさないものを用いましょう。

耐久性ある素材	耐久性のない素材
- 石材 - タイル - 硬質の木材 など	- トタン（亜鉛めっき鋼板）で錆びやすいもの - ベニヤ板ではがれやすいもの

■ 冷たさを感じさせる素材または反射光のある素材を壁面等の大部分にわたって使用することは避ける。

- 土壁や板壁、日本瓦や土、木といった柔らかさや暖かさを持つ素材が使用されているなかで、アルミやガラスといった反射光や冷たさを感じさせる素材を大量に使用すると、周辺の落ち着いた雰囲気から際立った印象をあたえることがあります。

■ できるだけ、石材、木材等の自然素材を用いる。

- ・ヨシ原樹林景観や砂浜樹林景観は、自然素材が主に使用されており、景観に一貫性をもたせるため、できるだけ自然素材を使用しましょう。自然素材のものを使用することが難しい場合は、同様の素材感を有するものを用いるか、建物の周囲の緑化を行いましょう。

自然素材
・ 木材 ・ 漆喰 ・ いぶし和瓦 など

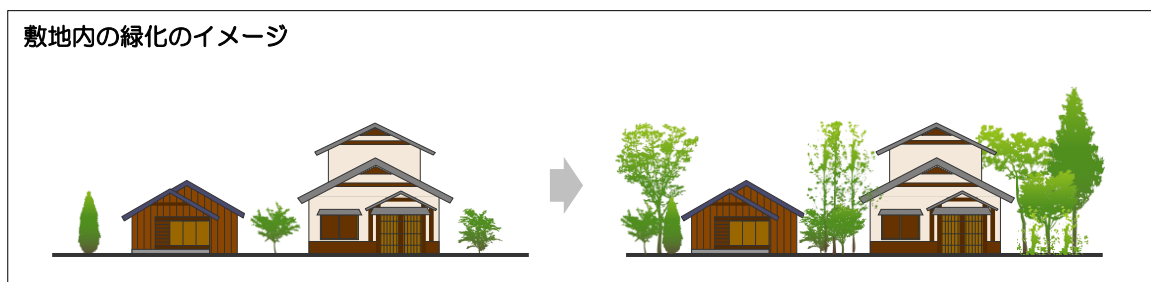
■ 伝統的な様式の建築物で形成された地区にあっては、周辺の建築物と同様の素材を使用する。

- ・ 入母屋や切妻形態の勾配屋根に、瓦、漆喰壁、板壁といった古くからの建築様式や素材の建築物で形成された集落等は独特の落ち着いた雰囲気があり、人の心に安らぎをあたえてくれる風景となっています。
- ・ 周辺にこのような建築物が立地している地区では、景観のまとまりをもたせるため、周辺の建築物と異なる意匠や素材の使用をできるだけ避け、周辺の建築物と同様の素材やそれらを模したものを使用するようにしましょう。

⑦ 敷地の緑化措置、樹木等の保全措置

■ 敷地内の空地には、できるだけ多くの緑量を有する緑化措置を講ずる。

- ・ 緑は建築物等を飾り、引き立たせ、また、それによって周辺の景観とのつながりを持たせるとともに人工物と人工物の間のクッションの役目を果たし、四季おりおりに変化することとあいまって景観に潤いをあたえます。そのため、建築物等の敷地にはできるだけ多くの緑量を確保しましょう。



■ 敷地の面積が 0.3 ヘクタール以上であるものにあつては、原則として、それらの敷地の面積の 20%以上の敷地を緑化する。

- ・ 緑化面積は次に掲げるものの面積の合計とします。ただし、それぞれの面積が重複する場合はどちらか一方の面積を緑化面積とします。

なお、これらの緑化面積の中には、敷地面積（㎡）の 20 パーセントに 1/20 を乗じた値以上の本数の高木を含むものとします。

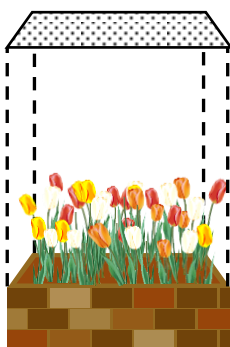
敷地面積（㎡）×20/100×1/20＝その敷地に必要な高木植栽本数
（敷地面積 100 ㎡当たり 1 本）

種類	定義	算定面積
①樹木	高木（高さ 4m 以上のもの）1 本につき	13.8 ㎡
※樹木毎の樹冠の水平投影面積の合計（一致する部分を除く）	中木（高さ 2.5m～4m 未満のもの）1 本につき	8.0 ㎡
	低木（高さ 1m～2.5 未満のもの）1 本につき	3.8 ㎡
	低木（高さ 1m 未満のもの）1 株につき	1.0 ㎡
②生垣	公道に接する生垣の緑化面積	生垣の高さ×長さ
	公道以外に接する生垣の緑化面積	生垣の幅×長さ
③芝、その他の地被植物	覆われている土地の面積	地表を覆った水平投影面積
④花壇、プランター	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑤屋上緑化	維持管理が十分に行われているもの	水平投影面積
⑥壁面緑化	ツル性植物等に覆われている壁面	水平延長×1.0m 但し、傾斜した壁面では水平投影面積
⑦その他	噴水、水流、池、滝、築山、彫像、灯籠、石組、飛石、日陰棚等の修景施設及び透水性舗装	水平投影面積

花壇、プランターの緑化面積

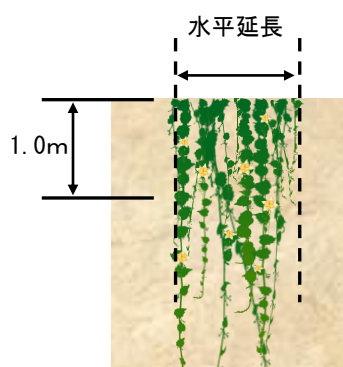
花壇、プランターの水平投影面積とします。

花壇の水平投影面積



壁面の緑化面積

水平延長×1.0mとします。



■ 道路等から後退してできる空地には、特に中高木または生垣による緑化に努める。

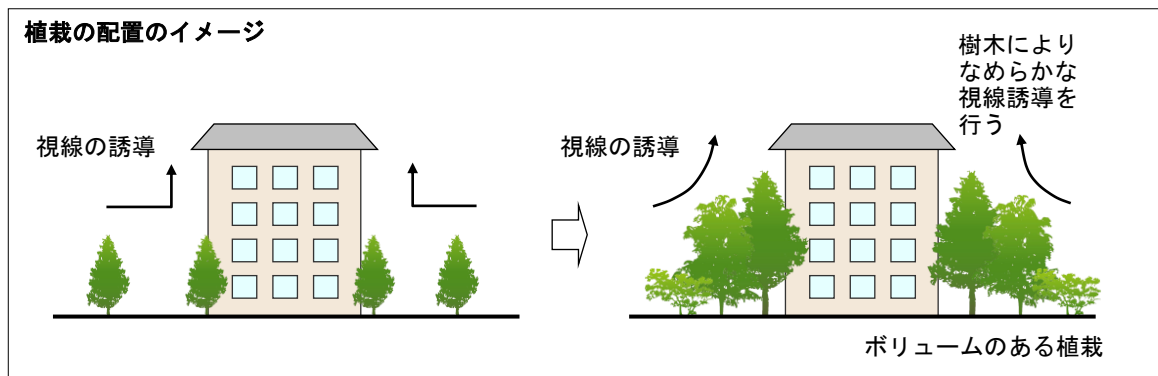
- ・ 樹木を立体的に活用し、湖岸や湖岸道路に緑の潤いをあたえることに併せて、遮へいを図るため、中高木や生垣による緑化に努めましょう。
- ・ ただし、港湾施設や造船所等の空地にあつては、その機能上、建築物と一体となった樹木の立体的活用が難しいことが考えられるため、その場合にはフラワーポットなどによる緑化に努めましょう。

■ 建築物が周辺景観と融和するよう、樹種の構成および樹木の配置を考慮した植栽を行う。

- ・建築物等の敷地の緑化は、建築物等が持つ個々の美しさが、その樹木によって助長され、さらにひきたてられることにもなります。
- ・樹木の配置については、建築物の人工的なエッジラインを緩衝させる位置に植栽するように努めましょう。
- ・樹種については、敷地内の修景と併せて、周辺の景観との調和が得られるよう、建築物の高さに見合う樹高となる樹種や、建築物等のボリュームに見合う樹冠となる樹種とともに、季節による景観の変化に配慮した植栽を行いましょう。

■ 大規模建築物にあっては、その高さを考慮した樹種および樹木を選び、その植栽位置を考慮する。

- ・大規模建築物は、周囲が広大な田園や低層の建築物のなかには、平面的な広がりや建築物の立体的な伸びとの融和が得られず、突出感や威圧感をあたえてしまいます。
- ・突出した印象をあたえる大規模建築物については、視線誘導を滑らかにするため、その高さを考慮した高木を建築物の周囲に植栽するとともに、建築物から遠ざかるに従って低い樹木を植栽するようにしましょう。



■ 植栽に当たっては、自然植生を考慮するとともに、周辺環境との調和が得られる樹種とする。

- ・樹木は、気候条件や土壌条件によって成育が左右されるものであり、これらに適合しなければ枯死する可能性があります。
- ・その地域の自然条件に最も適した植物が一般に長年にわたり安定的に成育し、その地域の景観を特色づけています。そのため、建設地の周囲を十分調査し、その地域の自然植生を目安とした樹種を選定しましょう。
- ・また、それぞれの樹木の樹型（円筒型、円錐型、球型、円蓋型、卵型、盃型等）、樹高、樹性（陰陽性、耐寒性、移植難易度等）に考慮してバランスのとれた植栽を行いましょう。

◇自然植生とは：その地域の土地の環境の下に、古くから成立している植生のことです。

■ 敷地内に生育する樹姿または樹勢が優れた樹木を修景に生かす。

- ・これまでに形成されてきた景観を維持するため敷地内に育成するまとまった樹木は極力残しましょう。
- ・樹姿等が優れた樹木についても、そのままの位置に残したまま修景に活用することが望ましいですが、そのまま残すことが難しい場合は、移植を行い修景に生かしましょう。